

平成23年5月

間税会役員のための

会務運営の手引

消費税 活かすみんなの 間税会

全国間税会総連合会

目 次

	頁
1 間税会の歴史的経緯等	1
2 間税会の組織	1
3 間税会の基本理念と目的	2
4 間税会の活動	3
5 間税会活動に当たっての留意事項	7
6 間税会と他の税務関係団体との違い	7
7 組織の拡充強化	9
8 組織拡充強化の具体的な例	10
9 青年部・女性部の強化	12
10 役員の選任	12
11 役員会の具体的な運営方法	13
12 財政基盤の確立	15
13 会費の預金口座振替の具体例	16
14 事業活動へのアドバイス	17
15 研修会開催のアドバイス	20
16 会報発行のアドバイス	23

【参考資料】

別紙 1	入会案内書の例	24
別紙 2	入会申込書の例	25
別紙 3	加入勧奨資料（入会申込書）	26
別紙 4	間税会の「モデル会制度」	28
別紙 5	間税会のしおり	29
資料 1	全国間税会総連合会役員名簿	31
資料 2	全国間税会総連合会会員数調	32

はじめに

間接税に関する唯一の税務協力団体である間税会は、「消費税」の創設を契機に、それまでの物品税等の個別間接税の納税者で組織する会から、消費税の納税者を中心とする会に改組し、以来、自主的な発展を目指して組織の拡充・強化に取り組んで参りました。

間税会は、税務行政の円滑な運営に協力する団体として、国税当局との緊密な連絡調整を図るとともに、他の関係民間団体の理解と協力を得ながら、前進を続けているところです。

現下の厳しい経済情勢や財政事情を背景にして、長期的展望の下に、これからの中の税制を考えるとき、少子・高齢化社会に対応した税体系の中での消費税の重要性は、益々高まるものと思われます。

このような状況を踏まえまして、「消費税 活かすみんなの 間税会」をキャッチフレーズとする間税会の役割は一層高まり、税制・税務当局からも間税会の活躍が期待されているところです。

国税当局からは、間税会に対しいろいろと支援を表明していただいていますが、税務当局の支援は側面的なものであり、間税会としては、独自性を保つつつ、更なる自主運営ができる会を目指さなければなりません。

また、最近の会員等の構成を見ますと、消費税創設前の物品税の納税者を中心とする間税会時代からの会員は年々減少するなど、会員構成は大きく変化してきており、また、会の目指す理念・目的も変わってきています。したがいまして、間税会の運営方法も従来の方法にとらわれず新しい発想で行う必要があります。そのためにも、役員の皆様方には、間税会の基本理念などをご理解いただき、会務運営の中核となって一層のご尽力を賜りたいと存じます。

本書は、総務・財務・会務運営・広報・税制の各専門委員会や常任理事会等の会議での検討結果とともに、モデル会から発表された組織の拡充・強化策や会活動の活性

化についての有効な事例や意見をもとに、今後の間税会の発展に参考となるものを取りまとめたものです。会務運営の資として活用してください。

平成 23 年 5 月

全国間税会総連合会

1 間税会の歴史的経緯等

(1) 全国間税会総連合会の創設

全国間税会総連合会（全間連）は、1973年（昭和48年）に、当時の間接税の主要税目であった物品税、入場税、砂糖消費税、トランプ類税、石油ガス税などの納税者により、全国12の国税局・国税事務所単位で組織されていた局間連の連合会として設立されました。

当時の間税会の主な活動目的は、次のとおりでした。

- ① 物品税等の円滑な税務行政への協力
- ② 物品税等の個別消費税体系から、ヨーロッパの付加価値税のような一般的な消費税体系への移行運動への取組み

なお、設立時の間税会の名称は、消費税協力会でしたが、1年後に間税協力会に変更しました。これは、全国消費税協力会総連合会の略称「全消連」又は「全間消連」から、反税的な消費者の団体であると誤解を受けることが多かったことによります。

(2) 消費税の創設に伴う改組

1989年（平成元年）に消費税の創設とそれに伴う物品税、入場税、砂糖消費税等の個別消費税の廃止によって、間税会は物品税等の納税者で組織する団体から、消費税等の納税者で組織する団体に改組しました。

改組に伴い、改組後の間税会の主な活動目的も、次のように変更されました。

- ① 消費税の啓発・広報
- ② 消費税の定着及び完納運動の推進
- ③ 消費税等についての税制提言

なお、改組にあわせて名称が、「間税協力会」から現行の「間税会」に変更されました。

2 間税会の組織

間税会の全国組織である「全国間税会総連合会」（略称「全間連」）は、国税局・国税事務所単位で設置された12の連合会と業種別部会から構成されています。

全間連の組織につきましては、全間連ホームページ（間税会とは→間税会の組織）を参照してください。

[http://www.kanzeikai.jp/index.asp?pattern_cd=12\\$page_no=203](http://www.kanzeikai.jp/index.asp?pattern_cd=12$page_no=203)

3 間税会の基本理念と目的

間税会は、間接税に関する税務関係民間団体として、会員自ら消費税等の税知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力するのが基本ですが、消費税が国民の皆様に理解され支持される税制として定着することを願うという観点から、消費税の納税者（事業者）という立場のみでなく、消費税の担税者である消費者にも視点を置いた活動を行うことも重要なことです。

したがって、消費者に対して、消費税の必要性などを啓発 PR するとともに、消費者からの意見を聞き、消費者の立場に立って消費税についての提言活動をすることにも重点を置くことが必要です。

このため、「円滑な税務運営への協力」という理念のほか、「間税会は、広く国民の皆様に消費税の仕組みや重要性などを理解していただくための広報・PR に努めるとともに、消費税がその担税者である消費者の立場からみて、問題の少ないよりよい制度となるよう税制改正の提言活動を行う」団体であることを強調することが重要なことです。

このような考え方を踏まえ、全間連が作成している「間税会のしおり」には、間税会の目的と活動が次のように記載されています。

(1) 間税会の目的

- ① 税務知識の習得と普及
- ② るべき税制の調査・研究と改善意見の具申
- ③ 円滑な税務運営への協力
- ④ 会員企業の発展

(2) 間税会の活動

- ① 消費税などの税法研修会の開催
- ② 消費税などの啓発・ピーアール
この活動の一環としての「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの作成・配布
- ③ 「税の標語」の募集と優秀作品の顕彰
- ④ 消費税完納運動の推進
- ⑤ 消費税などの税制をより合理的なものとするための調査・研究
この活動の一環としての海外税制調査
- ⑥ 税制・税務執行についての提言
この提言に会員の意見を反映させるためのアンケート調査の実施
- ⑦ 定期的に発行する会報などを通じての税務や経営に関する情報の提供
- ⑧ 会員相互の連帯と協調を図るための交流会・親睦会や講演会の開催
- ⑨ 国税当局との意思の疎通を図るための意見交換会や懇談会などの開催

4 間税会の活動

間税会は、税務関係民間団体として、円滑な税務運営への協力及び国民に支持される税制・税務執行に向けての提言活動を 2 本の柱として活動してきていますが、中でも、消費税の関係団体として、消費税の定着運動を活動の基本に置いてきています。

この点からみて、間税会は消費税を中心とした間接税の納税者と間税会活動に賛同する者で組織する団体ですが、消費税の担税者は消費者（国民一般）であり、納税者（事業者）は、消費者から消費税相当額を預かり、国に対し納付する窓口となるものです。

したがって、消費税を定着させるためには、消費税の担税者である消費者の理解を得ることが不可欠であることから、消費税の定着を推進する間税会は、事業者で組織する団体ですが、その担税者である消費者を考慮した活動に取り組んできてい

ます。

(1) 円滑な税務運営への協力

イ 消費税の周知活動の推進

平成 15 年度の消費税法の改正により事業者免税点が引き下げられ、それに伴う新規の課税事業者に消費税の取扱いを周知するための研修会や説明会等に取り組んできましたが、消費税の新規課税事業者は毎年誕生しますので、引き続き消費税の周知活動を推進します。

また、消費税につきましては、ここ数年、滞納の新規発生は減少傾向にあるとはいえ、他の税目に比べて依然として高い水準にあることを踏まえまして、消費税の納税資金の備蓄運動や個人の課税事業者に対する振替納税の奨励など、消費税完納運動を一層推進します。

ロ 「税の標語」の募集

納税道義の高揚、税の啓発・広報等の観点から、平成 5 年以来、毎年「税の標語」を募集し、優秀作品を表彰するとともに、会の PR 活動に活用してきています。

この「税の標語」の応募点数は年々増加し、平成 22 年度は全国で約 121,000 点を超えるまでになりました。

「税の標語」の募集は、税を考え、意識していただくための方策であり、全間連の事業活動の中では、「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配布活動と並んで、会員意識を高め、間税会を対外的にアピールする手段として極めて効果的なものであり、全間連活動の中核をなすものですから、できるだけ工夫をして応募数を増やすよう努めてください。

また、租税教育の一環として、中学校等に働きかけ生徒から応募していただくことは、次世代を担う生徒に対し、租税の意義や役割を正しく理解してもらうためのきっかけを与えるもので、間税会が行う社会貢献活動の一つとなるものです。

ハ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの活用

世界の消費税（付加価値税）の現状を広く国民に知ってもらうため、平成13年から「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルを作成、配布しています。

このクリアーファイルは、「税を考える週間」行事の一環として、税金展の会場や街頭広報の場などで配布するほか、各税務署ごとに結成されている税務連絡協議会等に提供したり、中学生等の租税教育用資料として中学校等に提供してきています。

クリアーファイルは受け取った方々から大変好評を博していますので、消費税を広報するものとしての活用効果は大きく、また、間税会の存在をアピールすることにもつながりますので、何とか資金を確保して、できるだけ多く作成し、積極的に活用するようしてください。

ニ インターネットホームページの開設と充実

全間連は、平成13年からインターネットホームページを開設して、次のような情報を発信してきています。

- ① 傘下各会及び会員に対する各種情報の提供
- ② 間税会の存在及び活動状況等を会員以外の方に周知するとともに、消費税を中心とした間接税を理解し、支援する唯一の関係民間団体として、会員以外の方へも広く間接税に関する情報の提供
- ③ 傘下各会及び会員並びに会員以外の方から、間税会の運営や税制のあり方等についての意見の聴取や「税の標語」への応募
- ④ 各会のホームページと連動（リンク）させ、相互のホームページの簡便な閲覧

各会のホームページは、会からの情報発信のみでなく、会の業務管理や会員管理の合理化・効率化にもつながりますので、各会ともできるだけ早期にホームページを開設するとともに内容の充実に努めてください。

ホ e-Tax（国税電子申告・納税システム）の周知及び利用促進

国税当局が税務運営の最重要課題の一つとして取り組んでいる e-Tax の普及については、全間連としても、重点施策の一つとして、その周知、利用促進活動に積極的に取り組むこととしています。

- ① 会員における e-Tax の利用拡大（消費税、法人税、所得税、印紙税及び法定調書）
- ② 会員の各社（者）の役職員及び従業員の方々の e-Tax 利用拡大
- ③ 電子納税証明書の利用
- ④ ダイレクト納付の利用

(2) 税制・税務執行についての提言

全間連では、毎年、税制及び税務執行についての提言書を、財務省・国税庁・政府税制調査会・民主党政策調査会・自由民主党政務調査会等の税制当局に提出してきています。

消費税についての間税会の提言は、消費税の定着を推進する立場から、事業者の団体であっても消費税の担税者である消費者の立場を踏まえた内容のものとしてできています。

平成 15 年度の消費税法の改正で、

- ① 事業者免税点の引下げ
- ② 簡易課税制度の適用上限額の引下げ
- ③ 申告・納付回数の増加
- ④ 消費者価格の内税化（総額表示方式の義務化）

が行われましたが、これらの改正はいずれも間税会が提言してきた事柄です。

消費税につきましては、少子・高齢化社会を迎えて、社会保障財源等を確保するため、税率を引き上げることはどうかという議論が広く行われることになるでしょう。

このような背景の下で、全間連が消費税のあり方について会員の意向を知るた

めに実施するアンケート調査に積極的に参画するとともに、会としての意見を取りまとめ、局間連事務局・全間連事務局に提起してください。

5 間税会活動に当たっての留意事項

各間税会は、全間連、局間連、都・県連・地域ブロックの方針や指示等を受けて、局間連、都・県連・地域ブロックの連絡調整と支援の下に、それぞれの会の実勢や地域社会の実情に即した活動を行います。

活動に当たっては、会員のための研修会や交流会のみでなく、消費税の担税者である消費者向けの啓発・広報活動にも力を注ぎます。

また、税務署は、間税会に対して可能な限りの支援をする体制をとっていますので、全間連・局間連等の上部団体の方針・会議内容や会独自の企画などを、税務署担当官にその都度説明するなど、密接な連絡をとるようにします。

さらに、各間税会の活動は、それぞれの間税会や地域の実情に応じて行うのですが、各間税会がばらばらに活動するより、全国あるいは局間連、都・県連・地域ブロック内の間税会や近隣の間税会が、同一歩調や協調して行うことによって対外的な効果を高めることになる活動もあります。また、間税会のみでなく、他の税務関係団体と共同実施すると、その地域内での活動効果を一層高めることになる活動もあります。

したがって、各間税会は、上部団体や他の税務関係団体等との緊密な連絡調整と支援の下に、各間税会のエネルギーを集中して、計画的に行動することとします。

6 間税会と他の税務関係団体との違い

税務関係団体としては、間税会の他に法人会、青色申告会及び納税貯蓄組合がありますが、間税会はこれらの団体とは構成も活動目的も異なることをよく認識し、間税会の理念及び目的に即した活動をします。

(1) 各会の構成と活動内容等

他の税務関係団体の構成と活動内容等は次のとおりです。

① 法人会

法人で組織する団体であり、会員を対象とした法人税等の研修会、今後の望ましい税制のあり方について提言、会員間の情報交流や地域における社会貢献活動等に取り組んでいます。

② 青色申告会

所得税の納税者のうち、青色申告をしている者（事業者）で組織する団体であり、会員を対象とした記帳指導・申告指導等及び個人事業者の立場からの税制提言等を活動の中心に置いています。

③ 納税貯蓄組合

主として国税、県税、市税等の納税者で組織され、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を推進する団体（納税貯蓄組合法に基づき設立された団体）であり、消費税の完納運動及び中学生に対する租税教育（中学生からの「税の作文」の募集）に重点を置いています。

（2）各会の消費税についての取組み

① 間税会

消費税の創設に賛成した団体であり、創設後は消費税の定着を推進する活動に取り組んでいます。

消費税を定着させるためには、消費税の担税者である消費者の理解を得ることが不可欠なことから、間税会は事業者の団体ですが、その担税者である消費者を考慮した活動に取り組んできています。

そして、その活動の一環として、「世界の消費税」図柄刷込みクリアーファイルの配布、「税の標語」の募集等を通じて、会員のみならず広く国民一般に対する租税の啓発・広報等を行ってきています。

さらに、税制提言は、担税者である消費者の意識も踏まえたものとしてきています。

② 法人会・青色申告会

会員向けの研修、申告指導及び期限内納付運動に取り組んできています。

③ 納税貯蓄組合

消費税の滞納の未然防止のため、金融機関に働きかけて消費税納税資金備蓄預金の開設と利用、消費税納税資金備蓄のための貯蓄缶の配布、振替納税制度の利用の推進に取り組むほか、街頭などで滞納防止キャンペーンを行っています。

このように、他の税務関係団体も消費税についての研修、広報、税制提言等を行っていますが、その対象はその団体の会員に限定され、また、現行消費税の取扱いに関するものに特定されており、間税会のように担税者である消費者に目線を置き、消費税の将来あるべき姿まで見据えた活動はしていません。この点が、間税会と他の税務関係団体との大きな違いです。

7 組織の拡充強化

間税会の組織の成熟度は、各単位会ごとに異なっていますので、会の現状を的確に把握するとともに分析を行い、次の方法を参考にして組織の拡充を図ってください。

(1) 組織基盤の確立段階

会員数が少なく、一部の会員のみが活動している単位会については、消費税を中心とした会活動を行うために適した人材を積極的に加入勧奨し、役員として登用するよう配慮します。

会の活性化は、役員の意欲によるところが大きいので、新役員としては、他の関係民間団体の役員等の中から、協力的でかつ積極的な人材を登用し、新役員を加入勧奨や研修会の企画に参画させ、活躍の場を与えることが望ましいと思います。この場合には、従来から就任している役員への影響や会内部の序列等について十分に配慮し、補佐役を設けるなど新役員が活動しやすい環境を作ります。

(2) 組織の拡充段階

組織基盤が確立している単位会については、会のイメージアップと財政基盤の確立が図られる優良企業や、会員増強で波及効果の期待できる地域の有力者等を加入勧奨し、青年部・女性部を強化するとともに会務運営の核となる役員を増やすことに重点を置きます。

(3) 自主的発展段階

会務運営が円滑に行える程度の会員数・財政規模となった単位会については、会組織の維持・発展を自発的、かつ、継続的なものとするため、会組織の「支部化」、「印紙税部会、公益法人部会等の部会の創設」、「組織委員会等の委員会の設置」などにより組織を多角化し活性化を図ります。

8 組織拡充強化の具体的な例

各単位会で実施した有効な施策の例は、次のとおりです。

(1) 他の団体長等の支援による会員拡大の核作り等

- イ 団体長会議の席上において、間税会会长から、各団体長に協力要請を行った。
- ロ 他の団体長等から、加入勧奨の対象としてふさわしい会社等を間税会に紹介していただいた。

(注) この場合、他の団体長等の主導的な加入勧奨の場合でも、間税会役員等を加入勧奨に出向かせ、会自らが会員拡大の姿勢を示したことが有効であった。

- ハ 間税会役員が他の業種団体に加入していたことから、その役員を通じて、間税会との橋渡しを行い、その結果、業種団体全員の加入を実現した。

二 法人会等関係団体の長に間税会の顧問になってもらい、会員拡大の理解が得られるよう図った。

- ホ 優申会会长の働きかけで、優申会会員の加入を図った。
- ヘ 税理士会に働きかけて、税理士本人の加入とともに、その顧問先への加入勧

奨を行った。

ト 間税会会員の顧問税理士に協力を要請し、その関与先の紹介を得て、間税会会員が個別に加入勧奨した。

チ 法人会の協力を得て、法人会の会員の中から、加入勧奨先を紹介してもらつた。

リ 関連企業の多い法人に入会してもらい、関連企業の加入を図った。

(2) 説明会等を利用した加入勧奨策

イ 公益法人等に対する消費税説明会で、間税会会长が間税会の説明と加入勧奨を行つた。

ロ 間税会が、大規模法人や金融機関を対象として印紙税の説明会を開催し、参加者に対して加入勧奨した。

(注) 印紙税部会設立のためには、金融機関の団体の幹事銀行や、地域の有力な金融機関（信用金庫等）に協力依頼して、数社に発起人になってもらう等の準備を行つた。

ハ 経営セミナーや文化教養講座等会員以外の者が参加可能な行事を企画し、出席者に対して加入勧奨を行つた。

二 著名人を講師とする公開講演会等を開催し、その参加者に加入勧奨を行つた。

(3) その他の加入勧奨策等

イ 他の団体の会長の賛同を得て、その他団体の会員に入会案内を郵送して加入勧奨を行つた。

（別紙1「入会案内書の例」（P23）、別紙2「入会申込書の例」（P24）、別紙3「加入勧奨資料（入会申込書）」（P25～26）参照）

(注) 他の団体長の了解を得て郵送による加入勧奨を行うに当たっては、その団体を所管する税務当局の窓口責任者と事前に十分な協議を行つて実施した。

ロ 間税会の会長が、役員に加入勧奨の目標を与え、役員会において事績の発表

をさせ、事績の顕著な者を表彰した。

- ハ 会員増強月間を設け、役員全員が一丸となって会員の拡大を図った。
- ニ 「モデル会」に指定されたことを契機として、役員が一致協力し、会員拡大を図った。（別紙4 間税会の「モデル会制度」（P27）参照）
- ホ 青年部・女性部が中心となって、バザーや料理教室等会員以外の者が参加できる行事を企画し、加入勧奨を行った。
- ヘ インターネットを利用したホームページを開設し、会のPRを行うとともに加入勧奨を行った。

(注) 全間連では、加入勧奨用として「間税会のしおり」（別紙5参照）を作成し実費頒布しています。

〈参考〉組織の増強に顕著な実績を挙げた間税会からの報告が、毎年9月15日付で発行の全間連会報に掲載されていますので、参考にしてください（今後も掲載します。）。

9 青年部・女性部の強化

青年部・女性部があり、その部員数が多い会は、一般的に活発な活動をし、また、会全体の会員数も増加している傾向が見受けられます。

したがって、現在、青年部・女性部の未設置の会はできるだけ早い機会に創設し、また、設置済みの会は部員の増大に努めます。

10 役員の選任

会活動の活性化及び組織の拡充については、役員の熱意と行動力に負う部分が非常に大きいことから、役員の選任は非常に重要となっています。そこで、役員の選任に当たっての留意点は、次のとおりです。

- (1) ボランティア精神に富み、地域（若しくは業界）に影響力があり、かつ、リーダーシップを發揮できる者を選任します。
- (2) 新しい会員と古くからの会員とのバランスに配慮して選任します。

- (3) 大幅に会員が増加した単位会にあっては、きめ細かな会活動に対処するために、副会長、理事ポストを増設するとともに、特定の業種・地区に片寄らないよう配慮します。
- (4) 若手で行動力と意欲のある者を積極的に登用します。
なお、高齢ではあるが、会務運営に影響力がある役員については、顧問・相談役に就任してもらい新旧役員間の融和を図ります。
- (5) 他の関係民間団体の協力を得られたところについては、各団体長を顧問等に登用し協調体制に配慮します。役員についても、各団体役員からの就任を積極的に要請します。

11 役員会の具体的な運営方法

間税会が会員のために有意義な事業を積極的に行い、魅力ある会活動を展開していくには、役員会・委員会活動を充実する必要があります。
望ましい役員会の開催方法とその考え方を以下に掲げますので、参考にしてください。

- (1) 開催日時等
- イ 定例会の開催日時や場所は、事前に税務当局と十分に協議した上で年間スケジュールを作成し、役員に周知しておく方が出席率もよくなります。
- ロ 臨時会の開催日時については、少なくとも1ヶ月前までに、役員に連絡する必要があります。
- ハ 会議は、できるだけ定刻に開会するようにします。また、会議の所要時間は、長くても2時間を限度とし、閉会の時刻を厳守することが大切です。
- ニ 役員の出欠状況は必ず記録し、役員選任等の参考資料にします。
役員の欠席は、その役員会で決定した事項が周知されないばかりでなく、決定内容に異議を申し立てる等のトラブルの元になりますので、欠席の多い者については、事後の役員選任を行わないよう配意します。

ホ 重要な事項を決定する場合は、欠席者に事前に議題を伝え、一任する了解を取り付けておきます。

ヘ 会議の配席は、固定しておくことが望ましい方法です。

ト 会議場の配席に当たっては、お互いに顔が見えるように工夫し、配席図を作成するなどの方法で名前が分かり、親密感がわいて積極的な意見交換ができるよう配慮します。

(2) 議題及び資料

議題は、全間連・局間連等の上部団体から提案されたものや、単位会が独自に審議しなければならない事項が中心となります。税務当局が関係する議題については、事前に入念な打合せを行ってください。また、税務当局から連絡事項等がある場合には、必ず発言の機会を設けるよう配慮します。

なお、会議資料については、項目だけの簡易なもので十分です。

また、局間連等の会議で配付された資料は、単位会でこれを積極的に活用することにより、上部団体の活動等を役員に周知することができます。

(3) 会議の進め方（次第）

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 議題及び連絡事項
- 5 閉会のことば

(注) 1 議事進行は会長が担当することとなります。専門委員会制を設けている場合は、それに関連する議題については、専門委員長に説明させます。

2 上部団体からの連絡事項は、必ず説明します。

12 財務基盤の確立

会活動の活性化と財務基盤の確立は表裏一体です。会活動を活性化するにはある程度財政的な裏付けが必要であり、財務基盤が弱いと会活動は自ずから限定され、会員に対するインパクトの少ない活動しかできません。たとえ組織規模が小さくとも、質の高い活動を目指したいものです。そのためには、財務基盤の確立が緊急な課題となります。

財源には、①通常会費、②特別会費、③その他の収入（広告収入、保険取扱い手数料収入等）がありますが、会費の引上げも思うようにいかないのが現状のようです。

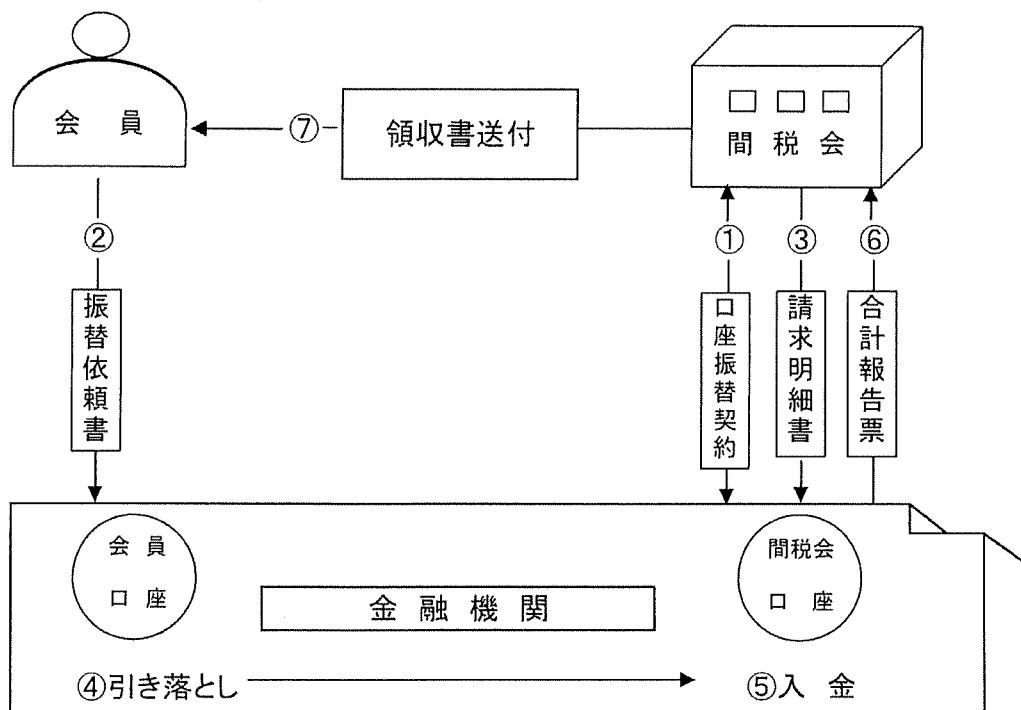
そこで、財務基盤を確立するための方策として、多くの単位会で採用されている具体的な例は、次のとおりです。

- (1) 資本金別等によるスライド会費制を採用した。
- (2) 地元有力企業、大企業、銀行の支店等に高額会費の賛助会員となってもらった。
- (3) 会報等に広告を掲載し、広告料を得た。
- (4) 研修会等は会場借上料が無料又は比較的安い公共施設を利用した。
- (5) 研修会、親睦会、見学会等の開催に当たっては、通常会費とは別に受益者負担金的な特別会費を徴収することとした。
- (6) 会費集金の手間を省くため、銀行と契約して会費の預金口座振替制度を導入した。
- (7) 全間連大型保障保険の手数料収入を財源とするため、単位会管内にある保険取扱会社の支店長に間税会の保険担当理事に就任してもらい、担当外務委員に積極的に会員宅を訪問させ、保険契約の勧誘を図った。
- (8) 会報の配付に当たって、直接役員から手渡すことにより通信費の削減を図った。

13 会費の預金口座振替の具体例

会費の預金口座振替を利用している単位会の具体的な手続を紹介しますので、参考にしてください。

[預金口座振替の仕組み]



[預金口座振替手続き方法]

- ① 間税会と金融機関との「預金口座振替契約」の締結（振替日・取扱い手数料等の決定）
- ② 「振替依頼書」の金融機関への提出（間税会を通して提出できます。）
- ③ 「請求明細書」（会員に対する請求金額等記入）の金融機関への提出
- ④ 上記「明細書」に基づく会員の預金口座からの会費の引き落とし
- ⑤ 間税会の預金口座への入金
- ⑥ 「口座振替合計報告票」の間税会への提出
- ⑦ 上記「報告票」に基づき「領収書」を作成・送付

14 事業活動へのアドバイス

事業活動が活発な単位会は、会員も順調に増加していますが、会員を引き付ける魅力ある活動をしていない会にあっては、有力な会員が入会しても波及的に会員が増加せず、その結果、予算がない→事業活動ができない→会員が増加しない又は会員が減少するという悪循環に悩んでいる状況にあると思われます。

そこで、次の事業活動例を参考にしてください。

(1) 事業活動例

事業活動は、それぞれ年度当初の事業計画に盛り込み、その計画に沿って実行することが望ましく、また、会報・間税会ニュースや地元紙等を活用して会活動の紹介を行い、会の存在をアピールする工夫も必要です。

なお、事業活動例を参考のため示すと、次のとおりです。

(行事関係) ・「税を考える週間」や所得税・消費税の確定申告期に、懸垂幕・横断幕を揚げたり、街頭広報を行う。

(説明会関係) ・消費税法・印紙税法や e-Tax の研修会等を開催する（署に講師派遣の依頼を行うとともに、研修教材等として税務当局が作成したパンフレット・広報資料やビデオ等を積極的に活用する。）。

(広報関係) ・会報、間税会ニュースを発行する。
・アンケート調査、税金クイズ等を行う。
・市民祭等地元の行事に積極的に参加し、会のPRを行う。

(見学会等) ・バス研修会、見学会等を行う。
・著名人を講師とした講演会等を開催し、会員以外にも広く参加を呼びかける。
・ボーリング大会、ゴルフ大会、料理教室、ソフトポール大会等を行う。

(その他) 納税貯蓄組合等と共同で、「消費税完納の街」宣言を行う。

(2) 事業計画例

上部団体の事業計画と単位会の事業計画例(東京局間連の例)掲げましたので、各単位会の事業計画策定の参考にしてください。

[事業計画例]

月	署の行事	単位会の事業計画		上部団体の事業計画		
		行 事	内 容 等	全 間 連	局 間 連	都・県連
4		役員会	予算・決算の審議 事業計画の審議 総会の役割分担の決定	アンケート調査	青年部研修会等 女性部懇親会	
5		総会		会報発行 広報委員会	総務委員会等 常任理事会等 青年部女性部 役員会	役員会
6		会報の発行	総会における決定事項の周知 上部団体の動き等	税制委員会 青年部役員会 揮発油税中央セミナー	総会 税制委員会	総会
7	定期異動	署新幹部との顔合せ		総務委員会等 常任理事会等 府新幹部との顔合せ	局新幹部との顔合せ	
8			行事内容の検討・決定等	事務局長会議	常任理事会等	
9		会報の発行	署の異動内容 行事の周知	クリアーファイル・ポスター 税の標語募集 会報発行 常任理事会等 総会	総務委員会等 会報の発行	
10		研修会 見学会等	消費税、印紙税の研修 会員の親睦を図ることを目的とする行事の実施	税制提言	常任理事会 全管間税会会長会議 青年部・女性部合同講演会	役員会

月	署の行事	単位会の事業計画		上部団体の事業計画		
		行事	内用等	全間連	局間連	都・県連
11	税を考 える週 間	税金展等 会員増強 月間	街頭広報 市民祭等への参加 税金展、税金クイズ、アンケート等の実施 目標を定め、役員が中心となって努力	「税の標語」 入選作品の発表・表彰式 消費税中央セミナー	「税の標語」 入選作品の発表・表彰式	
12		役員会				
1	年始	署挨拶訪問 会報の発行	年頭所感 確定申告のPR 研修会の周知等	府挨拶訪問 税制委員会 常任理事会等 納稅功勞表彰 受彰祝賀会 賀詞交歓会等 会報発行	局挨拶訪問 会務運営委員会等 単位会正副会長・青年部長・女性部長 合同会議 賀詞交歓会 会報発行	賀詞交歓会等
2	所得税	研修会	消費税等の確定申告のポイント	女性部役員会	役員会	
3	消費税 の確定 申告	確定申告 の協力	確定申告の広報 確定申告書の早期提出	モデル会会長 会同		

15 研修会開催のアドバイス

(1) 税法研修会

税法研修会は、消費税や印紙税等の税に関する知識の普及を図ることを目的として実施します。研修会は、税務当局に講師を依頼し研修資料には、税のパンフレット等を活用するほか、併せて、会長や部会長等の幹部役員から間税会活動の方針の説明とともに、会活動への積極的参加を呼びかけます。

研修会の開催に当たっては、事前に税務当局と十分に協議を行うとともに、研修項目も消費税関係のみならず、広く会員のニーズにより相続税や贈与税等をも取り入れた研修会にしてください。

《例》

消費税の概要	改正法人税のポイント
消費税の仕組みと注意点	源泉所得税の実務
消費税のポイント	年末調整について
消費税実務講座	相続税・贈与税について
誤り事例から見た消費税のポイント	知って得する相続税の基礎知識
消費税の誤りやすい事項について	事例から見た相続税の留意点
印紙税取扱い上の留意点	事業承継税制のポイント
誤りやすい印紙税	e-Tax の概要

(2) 税法以外の研修会

税法以外の研修会は、広く一般的な知識が習得できる事項について研修してください。

なお、講師は、業界のその道に精通した者で、かつ、ボランティア精神に富んだ方に依頼してください。

《例》

宝石の知識	輸出手手続きの実際	清酒・ワインの知識	経営セミナー
毛皮の知識	国の財政	企業会計	心と身体の健康

(3) 講演会

講演会は、間税会会員の一般教養を高めるため、また、異なった業種の納税者及び担当者の情報交換の場として有効です。

なお、講師は必ずしも著名人でなければならないということはありません。

例えば、①間税会会員の中で企業経営等に豊富な経験と優れた見識のある者、
②業界の指導的立場にある者、又は③税務当局の幹部等に講師を依頼します。

また、地方公共団体や商工会議所によっては、講師を斡旋する窓口がありますので利用することをお勧めします。

(4) 工場見学等による研修会

工場見学等による研修会は、会員企業の健全な発展と会員相互の連携と協調を図るための場として有効ですので、他の業界の企業や優良企業の工場等を見学することにより、企業経営についての知識や見識を広めることにつながります。

なお、バス研修などの際には、車中において見学先の企業の紹介や税金クイズを実施する等、会員相互の親睦が十分に図られるよう企画してください。

また、社内で税法研修会を行う場合には、税理士などの会員による講話やビデオ（署で貸出しをしています。）上映を行うことも有効です。

《東京局間連の例》

税務大学校租税史料館	成田空港税関
(独)国立印刷局（滝野川・小田原）工場	横浜税関
(独)造幣局 東京支局（東池袋）	羽田空港整備場
東京電力発電所（品川・横浜・横須賀・富津・袖ヶ浦）	東京都庁
観劇（歌舞伎座・新橋演舞場）	東京都防災センター
判ビール（横浜・取手）工場	警視庁
アヒビール（神奈川・茨城）工場	警察犬訓練所
サボビール千葉工場	日本銀行本店・貨幣博物館
キンシーグラム御殿場工場	防衛省市ヶ谷地区
ニッカウヰスキー柏工場	防衛省技術研究本部
サントリー（武藏野・利根川ビール工場・山梨ワケリー・白州蒸留所）	艦艇装備研究所
青梅市「小澤酒造」「澤乃井酒造場」	東京江戸博物館
日本たばこ産業（北関東）工場	ディズニーリゾート
キヨーマン野田工場	葛西臨海水族園
資生堂鎌倉工場	国立西洋美術館
雪印メグミツ横浜チーズ工場	東京国立近代美術館
NHK放送センター	国立新美術館
NHK放送博物館	東京国立博物館
(株)フジテレビジョン	国立歴史民族博物館
	山梨県立美術館
	勝沼ワケリー

16 会報発行のアドバイス

- (1) 会報は、会と会員とのコミュニケーション媒体として、また、会の考え方などを広く一般に知っていただくため最も重要なものであり、広く多様な業種の集合体である間税会にとっては、従前よりも会報の重要性は高まってきています。
- (2) 会報の発行に当たっては、①内容が新しい、②会員のニーズにあってる、③読みやすい、④経費があまりかからない、⑤編集に時間がかかるないこと等を基本に編集すべきです。
- (3) 各会の発行している会報の内容は、①税情報、②金融情報、③経済情報、④会員情報、⑤会からの連絡事項、⑥寄稿記事などバラエティーに富んでいます。
- (4) 会報の発行に当たっては、記事集めや編集等について責任を持って行う広報委員等の担当者を決めることが望ましいのですが、担当者に押しつけるのではなく、役員も積極的に協力することが重要です。

(5) 会報の記事記載例

発行月	内 容			
6月	会長あいさつ	定期総会（報告）	新会員名簿	税務広報
	上部団体の一年の動き		税務新情報（改正関係）	
	寄稿記事	新会員の紹介	広告	
9月	会長あいさつ	署長あいさつ（新・旧）	署の異動内容	
	上部団体の動き	単位会の活動報告	行事予定（研修会等）	
	税務広報	税務情報	新会員の紹介	広告
1月	会長あいさつ	署長あいさつ（年頭所感）	上部団体の動き	
	単位会の活動報告（「税を考える週間」等の行事）		納税表彰式	
	行事予定（確定申告期等の行事）	税の標語入選作品	税務広報	
	税務情報	寄稿記事	新会員の紹介	広告

別紙1

〔入会案内書の例〕

平成 年 月吉日

○○○会会員各位

○ ○ ○ 間 稅 会
会 長 △△ △△

○○○間税会への加入のお願いについて

早春の候、○○○会会員の皆様方には益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、○○○間税会は、税務協力団体の一員として、消費税をはじめ、間接税全般に関する税知識の普及と納税道義の高揚に努めている団体です。

この度、○○○会会長○○○様にバックアップをお願いしましたところ、快くお引き受けいただきましたので、皆様に是非とも下記の当会の趣旨（目的、事業）にご賛同いただくとともにご加入いただきたく、本書状を差し上げる次第でございます。

記

1 目 的

当会は、消費税、印紙税、その他の間接諸税の自主的な申告納税体制の確立を通して円滑な税務運営に寄与し、あわせて企業の健全な発展に貢献することを目的としています。

2 事 業

当会は、前記の目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 消費税等に関する啓発・広報
- (2) 消費税等に関する調査研究及び提言
- (3) 消費税等にかかる行政への協力
- (4) 会員の親睦と友誼団体との協調
- (5) その他当会の目的を達成するために必要な事業

以上、はなはだ唐突にて恐縮ですが、是非ともご快諾（入会）を得たく、ひとえにお願い申し上げます。

以上

〔入会申込書の例〕

入会申込書

平成 年 月 日

間税会御中

(〒 -) (TEL - - -)

住所又は所在地

名称又は屋号

氏名又は代表者名 印

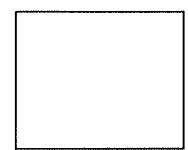
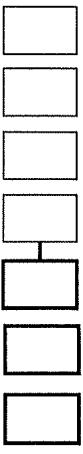
貴会の趣旨に賛同し入会します。

業種			
設立年月日	年 月 日	決算期	月
資本金	万円	従業員数	名
連絡先	(〒 -) (TEL - - -) (FAX - - -) (E-mail)		
担当者氏名	部	課	
参考事項	*年会費 円 *入会申込書送付先 間税会の所在地 名 称 電 話		

紹介者

氏名又は名称

記載されている個人情報は、間税会からの資料の送付や連絡用など以外には使用しません。

郵便往復(はがき)
(返信用裏面)入会申込書

年 月 日

名又屋	称 号	フリガナ
代表者		フリガナ
住又所	TEL E-mail	FAX
所在地	〒	-

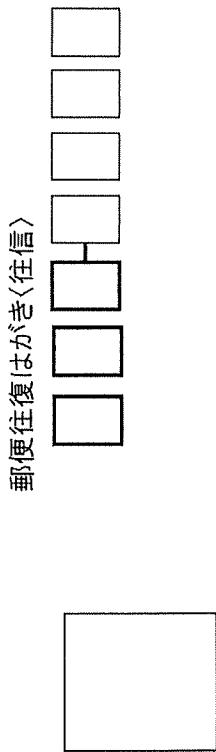
○ ○ 間税会行

会費	個人会員	年額	円
（何れかに ○印をお 願いしま す。）			

通信欄

- FAXでも受付けいたします。
FAX

記載されている個人情報は、間税会からの資料の送付や連絡用など以外には使用しません。



—消費税 活かすみんなの 間税会—

代表者 殿

○○間税会
会長 ○ ○ ○ ○

間税会加入のおすすめ

- ◎ 間税会はこのような団体です
 - 消費税等を中心とした間接諸税の納税者で組織する団体で、円滑な税務運営に協力するとともに企業経営の健全な発展に寄与しようとする団体です。
- ◎ 間税会はこのようないくつかの事業をしています。
 - 会員企業の立場で税制及び執行の改善のための提言を行います。
 - 会員税当局とのパイプ役となります。
 - 会員企業に重要な税務、経営のための新しい情報を提供します。
 - 会員相互の連携と協調を図り、コミュニケーションを広場として、企業の発展、福利厚生に寄与します。
 - バス研修旅行、「税を考える週間」での各種行事、改正税法説明会やセミナー、税制改正要望、行政機関との意見交換会、会報の発行等
- ◎ 間税会の会費は次のとおりです
 - 個人会員 年額 円
 - 法人会員 年額 円

〒
TEL
FAX

間 税 会

間税会の「モデル会制度」

1 モデル会制度の目的

モデル会制度は、単位間税会の組織の活性化、組織の拡大強化を図るための推進力としてモデル会を指定し、指定されたモデル会の活動状況を他の間税会の参考に供することを目的として、平成2年度に設けられたものです。

モデル会の指定期間は2年とされており、その間、積極的に各種の事業活動及び組織の拡大強化に取組み、その結果を総会の場等で発表したり、全間連会報に掲載することなどを通じて、他の間税会の参考に供し、間税会全体の活性化に繋げようとするものです。

なお、各局間連においても、全間連に準じて、局間連の指定モデル会制度を設けています。

2 指定モデル会

第1回モデル会は、平成2年9月の第17回通常総会において、11間税会が指定されたのを初めとして、令和4年度までに第17回を数えています。

最近のモデル会は次のとおりです。

	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回
指定年度	H22年10月	H24年9月	H26年9月	H28年9月	H30年9月	R2年9月	R4年9月
東京	北沢	相模原	川崎北	麻布	大月	荒川	東村山
関東信越	三条	上田	大宮	本庄	所沢	前橋	川口
北海道	札幌中	旭川中	岩見沢	札幌東	留萌	札幌西	札幌北
仙台	白河	安達	盛岡	青森	両磐	栗原	仙台中
東海	松阪	岐阜南	桑名	静岡	熱田	岐阜北	鈴鹿
北陸	三国	武生	輪島	金沢	高岡	敦賀	富山
広島	松江	府中	児島	宇部	米子	出雲	福山
四国	伊予西条	阿波麻植	幡多	高松	西条	高松	長尾
福岡	武雄	博多	長崎	福岡	小倉	佐世保	久留米
南九州	熊本東	—	—	中津	—	—	—
沖縄	—	—	—	—	—	—	—

ご入会は下記間税会へ

間税会御中

貴会に賛同し入会を申し込みます。

入会申込書



間税会のしおり

--	--	--	--

令和 年 月 日

名又屋号	(ふりがな)		
氏名又は代表者氏名	役職名 (ふりがな)		
住所又は所在地	〒		
業種	資本金		
TEL	FAX		
URL			
E-mail			
担当者氏名	所属役職 (ふりがな)		
会費納入方法			
紹介者名			

消費税 活かすみんなの 間税会

間税会は消費税のあり方を考える会です



全国間税会総連合会(全間連)

〒103-0007

東京都中央区日本橋浜町1-1-1 日本橋村松ビル5階

TEL 03(5829)3901

FAX 03(5829)3902



URL <https://www.kanteikai.jp>
E-mail info@kanteikai.jp

ごあいさつ

間税会はこのようないいな会です

■間税会の活動

- 次のような活動をしています。
- 消費税などの税法研修会の開催
- 消費税などの税制に関する周知・啓発活動
- この活動の一環として、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイル及びパンフレット並びにDVD版の作成・配布、書籍の出版、「税を考える週間」などを利用した税制に関する広報・啓発をしています。
- 「税の標語」の募集活動と優秀作品の顕彰
- 消費税完納運動の推進
- 消費税などの税制をより公平で合理的なものとするための調査・研究
- 税制・税務執行に関する提言
- 税制・税務執行に関する会員へのアンケート調査などを全間連で集約して提言書をまとめ、毎年、財務省・国税庁・税制調査会などの税制当局へ提言
- 定期的に発行する会報などを通じて、会員にとつて有益な税務や経営に関する各種情報の提供
- 会員相互の連携と協調を図るための交流会・親睦会や講演会の開催
- 国税当局との意思の疎通を図るための意見交換会や懇談会などの開催



全国間税会総連合会

会長 片岡直公

(株式会社全日警 会長)

■間税会の組織

間税会は、消費税を中心とした間接税の納税者と、当会の活動に賛同する方々で組織する団体であり、健全な税務関係民間団体として、円滑な税務運営に協力している団体です。

特に、社会保障財源に使途が限定され、最も大きな税収をもたらす基幹税として、今後、ますます重要な位置に参ります消費税が、国民の皆様に理解され、安定した税制となるよう念願して、国民的立場に立った社会貢献活動に取り組んでいます。

中でも、消費税がより公平で合理的な制度となるよう調査・研究し、税制当局に改善意見を具申していますが、その意見は税制改正の際に、採り入れられてきております。つきましては、間税会の活動の趣旨をご理解下さり、間税会にご加入いただき、間税会活動へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

■間税会の目的

次のことを目的としています。

- 税務知識の習得と普及
- あるべき税制の調査・研究と改善意見の具申
- 円滑な税務運営への協力
- 会員企業の発展

全国簡税会総連合会 役員名簿

資料1

令和4年度

役 職	所 属	氏 名
名誉会長		大谷 信義
会 長		片岡 直公
副会長	東 京	(片岡 直公)
〃	関東信越	小暮 進勇
〃	大 阪	大槻 弘志
〃	北 海 道	戸澤 亨
〃	仙 台	来海 伸博
〃	東 海	清水 順二
〃	北 陸	高桑 幸一
〃	広 島	池田 晃治
〃	四 国	村上 義憲
〃	福 岡	中野 文治
〃	南 九 州	池部 正紀
〃	沖 縄	名幸 謹子
〃	業 種	宇佐美雅彦
〃	会長特命担当 (税制担当)	關口 雅章
〃	会長特命担当 (総務・広報担当)	河村 守康
〃	会長特命担当 (財務担当)	倉石 和明
〃	会長特命担当 (会務運営担当)	黄瀬 稔
専務理事		吉田 一宗

資料2

全国簡税会総連合会 会員数調

局連名	会員数				
	令和5年4月1日	令和4年4月1日	令和3年4月1日	令和2年4月1日	平成31年4月1日
東京	名 19,155	名 18,833	名 19,548	名 20,327	名 20,320
関東信越	18,849	19,108	19,751	20,683	21,062
大阪	6	6	7	8	8
北海道	4,387	4,454	4,542	4,678	4,736
仙台	3,368	3,441	3,532	3,639	3,685
東海	6,942	7,112	7,280	7,527	7,666
北陸	5,733	5,819	5,925	6,040	6,066
広島	8,461	8,243	8,510	8,952	9,307
四国	5,528	5,358	5,607	5,759	5,905
福岡	8,399	8,468	8,608	9,000	8,849
南九州	2,619	2,690	2,847	2,895	2,938
沖縄	429	445	448	452	459
計	83,870	83,971	86,598	89,952	90,993
	83,876	83,977	86,605	89,960	91,001

(注) 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。